

製造業務における労働者派遣について

製造業務の定義

物の溶融、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務

労働者派遣の受入可能期間

[平成19年2月28日まで] 1年以内

[平成19年3月1日から] 原則: 1年以内(最長3年以内(一定の手続()が必要))

派遣受入期間が1年を超える場合の労働組合の意見の聴取等

派遣先は、1年を越えて労働者派遣の役務の提供を受け入れようとする場合、

派遣先の事業所の労働者の過半数を組織する労働組合(ない場合は労働者の過半数を代表するもの)から、あらかじめ書面により意見を聴取したうえで、労働者派遣を受け入れようとする期間を定め、

派遣元事業主に対し、派遣受入期間の制限に抵触することとなる最初の日(派遣受入可能期間の最終日の翌日 = 抵触日といいます。)を通知し、

当該期間に係る労働者派遣契約を締結し、又は労働者派遣契約を変更することが必要です。

なお、派遣先は、平成19年2月28日以前に開始された労働者派遣について、これを継続して受け入れ、その期間が1年となる日が平成19年2月28日以降に到来する場合に、1年を超えて当該受け入れを継続(当該1年を含め3年以内に限る。)しようとするときは、あらかじめ当該1年となる日までに上記 の手続きを適正に完了しておくことが必要です。

ただし、継続して労働者派遣を受け入れ、その期間が1年となる日が平成19年2月27日以前に到来する場合には、引続いての労働者派遣の受け入れはできません。新たに労働者派遣の役務の提供を受けるためには、抵触日以降3ヶ月を超える派遣受け入れのない期間が必要です。

製造業務における派遣労働者の安全衛生確保のための措置

労働者派遣事業においては、派遣元・派遣先事業主は、派遣労働者の安全衛生に係る措置を講じることとなっていますが、製造業務では、他の業務に比べ、危険な機械や有害な化学物質を取扱うことが多いため、それぞれの責任に応じた労働安全衛生法上の措置を徹底する必要があります。

これらの措置を円滑に実施するために、製造業務において労働者派遣を行う場合には、特に以下の点に留意してください。

製造業務専門の派遣元責任者、派遣先責任者の選任

派遣元事業主は、製造業務に労働者派遣をする事業所ごとに、製造業務に従事させる派遣労働者100人につき1人以上の製造業務専門派遣元責任者を選任しなければなりません。

派遣先は、製造業務に50人を越える派遣労働者を従事させる場所ごとに、製造業務に従事させる派遣労働者100人につき1人以上の製造業務専門派遣先責任者を選任しなければなりません。

派遣元責任者及び派遣先責任者の職務の追加

労働者派遣を行う派遣元及び派遣労働者を受け入れる派遣先は、その事業所ごとに、派遣労働者100人につき1人以上の派遣元責任者、派遣先責任者をそれぞれ選任しなければなりません。その職務に以下の職務が追加されました。

派遣元責任者

派遣元において安全衛生を統括管理する者及び派遣先との連絡調整

派遣先責任者

派遣先において安全衛生を投下管理する者及び派遣元事業主との連絡調整